

令和7年わ第27号過失運転致死事件

被告人 ヤノス・ジェイデン・エドウィン

事実・法律の適用についての意見陳述

令和7年5月7日

横浜地方裁判所横須賀支部刑事部御中

被害者参加人弁護士

吳 東 正 彦 

1、本件による22歳の青年の死という取り返しのつかない結果を招いた罪責は重大である。

そして、被害者の意見陳述で述べられたとおり、愛する息子を突然の事故で、自分たちより早く失った両親の悲しみは限りなく重大であり、被告人に対する厳しい実刑判決による償い、反省を強く求めている。

2、被告人の右折禁止標識のある場所でのありえない右折禁止違反という過失も極めて重大で悪質である。即ち、

- ①同乗者と車内で話をされていて、前方への注意がおろそかになっていた可能性がある。
- ②予めルートをチェックし、あるいはカーナビに従っていれば、そこが右折禁止であることがわかるはずだったのに、何もチェックしていない。
- ③被告人は、右折禁止標識があることと、その意味は十分理解していた。
- ④周辺の見通しは十分によく、右折なのだから、一旦道路上に停止して、対向車線を慎重に確認してから進行すべきだったのに、遠くの車両しか確認せず、早く通りすぎようと思って、全く停止せずに、いきなり相当の速度で右折を開始していること

がドライブレコーダーの映像からわかるが、これは通常の運転としてはありえない極めて乱暴な運転方法である。

被害者にとっては通勤に利用している直線の国道で、右折禁止違反場所でもあるので、よもや突然右折する自動車はないという完全な想定外の事故であった。

⑤被告人は、被害者のバイクのライトを感じてからも、安易に先に通りすぎようとして、かえって加速し、擦過痕もないから、衝突してからブレーキをかけたものと思われる。

左から自動車が来たら、通常バイクは斜め前にはじき飛ばされて、運転者は重傷を負うが、生命まで失うことはない。しかし被告人のとった右折、加速のために、その自動車はバイクの車体の動きを完全にブロックして双方の運動エネルギーが全て被害者に集中し、被害者は衝突した正にその場所で即死せざるをえなかったのである。

⑥しかも、被告人車両はそのまま停止せず進行して、やっと右折禁止道路上で停止している。

⑦ さらに、被告人は通報後は救護措置に加われたはずなのに、全く救護措置をしていない。

3、本件事故は2024年9月18日18時42分に発生し、18時50分には横須賀警察署署員が現場に到着している。日米地位協定では本件のような公務外の事件の場合、日本の警察が現行犯逮捕して、身柄を確保したまま捜査できるとしている。

しかし本件のような重大な死傷事故にも係わらず、横須賀警察署は被告人を逮捕せず、その後に到着した米海軍の憲兵隊が、被告人の身柄を連行してしまった。

さらに被告人の身柄は基本的に自由であり、乙1によれば、在日米軍個人車両操縦許可書も、米海軍によって取り消されることもなく、事故後交際相手の車を週に4回運転しているというが、これは同様の事件を起こした日本人では考えられないことである。

そして被告人が逮捕されなかった結果、本件起訴までも半年以上を要してしまっている。

そしてその間、被告人から遺族に対しては全く被害弁償もなされていない。

4、4月27日夜には、本件現場から約1・2kmしか離れていない、市内平成町の交差点で、本件と同様の米軍兵士の右折車両によるバイクとの衝突死亡事故が発生した。

このように米軍関係者による、日本の交通事情に慣れず、日本の運転教育を経ていない本件のような乱暴な危険運転による交通事故が、横須賀市内でも周辺でも多発している。

にも係わらず、米軍関係者による交通事故の処罰は、日本人の同様の交通事故の処罰に比べ、軽いのではないか、との懸念があり、世論は厳重処罰を求めている。

2021年5月29日に富士宮市内で発生した米海軍軍人による死傷事故では、検察官により禁固4年6月の求刑がなされ、静岡地裁沼津支部の前澤久美子裁判官は、同年10月18日、禁固3年の実刑判決を言い渡して、確定している。

もし執行猶予判決が出され、その直後に被告人が米本国に帰国してしまうならば、被告人は本件死亡事故につき反省と償いの場がないまま、自由と忘却の生活を送ることとなり、そのことは被害者にとっても、遺族にとっても、さらに精神的苦痛を倍加させこととなろう。

5、従って、本件被害の重大性、過失の重大性及び被害者、遺族の救済と鎮魂のため、そして全国の米軍基地のある地域社会住民の安全・安心のためにも、被告人に対して、有罪の、厳しい、実刑判決を下されたい。